

業務仕様書

1 業務名

とべもり+ (プラス) 協力店との連携によるPR強化業務

2 業務目的

とべ動物園・総合運動公園・えひめこどもの城・えひめ森林公園からなる「とべもり+ (プラス)」エリアは、令和3年3月のとべもりジップラインオープンにより、利用者の増加と各施設間の周遊性の向上を目指しており、令和5年度からは新たにえひめ森林公園と連携することで新しい楽しみ方を提案し、更なる施設間の周遊活性化に努めることとしている。

本業務において、とべもり+ (プラス) の各施設の利用者または関連イベントの参加者(以下、「利用者等」という。)に対して特典等のサービスを提供するエリア近隣の協力店を募集し、地域が一体となったPRを実施することで、とべもり+ (プラス) の認知度の向上及び周遊促進を図ることを目的とする。

【参考:本事業のKPI】

本業務を含むとべもり+ (プラス) エリア交流拡大推進事業について、「とべもり+ (プラス) 2施設以上の周遊者数」をKPIとして設定している。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託料上限額

1,586,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

5 業務内容

(1) 協力店の募集・選定

①実施業務

松山市、伊予市及び砥部町内において、利用者等に対して特典等のサービスを提供する協力店(分野は問わない)を募集し、積極的に働きかけを行う。

なお、具体的な実施方法は、委託者(以下、「県」という。)と協議の上決定する。

②留意事項

(ア) 受託者は、本事業の内容や協力店としてのメリット等が分かりやすく伝わるよう、概要をまとめたリーフレットを作成するなど、積極的な応募に繋がるよう工夫すること。

(イ) 募集に当たっては、受託者が保有するノウハウやネットワーク等を活用するとともに、商工関係団体や各市町の商工担当課等の関係先から幅広く情報収集に努めることで、下記の目標数の達成を目指すこと。

(ウ) 松山市、伊予市及び砥部町内の協力店の募集先の選定に当たり、条件等は設定しないが、とべもり+ (プラス) 各施設からの所要時間や効果的な広報の可能性、提供する特典等のサービスの内容等を考慮すること。

(エ) 協力店とのPR実施に向けた事務的な調整や問合せ等に関する対応を行うこと。

③目標店舗数

計 20 店舗

(2) 協力店における PR 実施及び広報

①実施業務

協力店における店頭用のポスターや協力店証の製作を行うこととする。

また、協力店における PR 実施に係る広報として、テレビ・ラジオ CM、ポスター、リーフレット、とべもり+ (プラス) ホームページ、SNS、スマホアプリ「とべもり+ナビ」等を活用し、広く効果的に周知を行う。

②留意事項

(ア) 広報の際には協力店の情報をリスト化し、ホームページ等により公開することで、特典等のサービスを利用し易くなるよう配慮すること。

(イ) 広報の際には県が提供するとべもり+ (プラス) のロゴマークを必ず使用すること。

(ウ) ポスター及びチラシを製作する場合は、次の仕様とすること。

	ポスター	リーフレット
サイズ	B2	A4
印刷	片面4c	両面4c

(エ) 広報に係るデザイン制作も本業務に含むものとする。

(3) その他

(ア) 協力店における利用者等の確認方法をはじめ、施設利用から特典等のサービスを受けられるまでのフローについても併せて提案すること。

(イ) 本業務における協力店の利用者の情報として、利用日ごとに利用件数を把握し、下記「7事業計画書及び報告書の提出」に記載する実績報告書において提出すること。

(ウ) 本業務の実施に当たっては、県をはじめ、とべもり+ (プラス) の各施設、関係機関等と緊密に連絡調整すること。

(4) その他、独自提案により実施する取組

本業務の目的を達成する上で効果が見込まれる事項について、独自に提案する場合は、提案後に県と協議の上で具体化の上、実施すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

(3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

(ア) 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

(イ) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(ウ) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は県に協議することとする。

10 その他

業務の実施にあたっては県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。